

# 環境対応車導入促進助成金(沖ト協単独)交付要綱

平成30年4月25日制定

令和5年4月26日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、自動車から排出される窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)及び微粒子物質(PM)の低減を図るため、国が定めるポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車(以下「ポスト新長期等適合車」という。)の導入に対する助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)が実施する近代化基金に係る融資の推薦を受けて導入した車両については、助成金の交付は行わないものとする。

## (対象車両)

第2条 ~~令和4年度当該年度(令和4年4月1日から令和5年1月31日末日までに登録を完了すること)~~に、購入、割賦購入又はリースにより導入するポスト新長期等適合車とする。

## (助成金額)

第3条 1事業者に助成する交付額は、以下のとおりとし、3台分を上限とする。

車両総重量8トン未満 25,000円/1台

車両総重量8トン以上 50,000円/1台

## (申請受付期間)

第4条 ~~令和4年~~当該年度4月1日から~~令和5年1月31日末日~~までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

## (交付申請)

第5条 運送事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、環境対応車導入促進助成金交付請求書(沖ト協単独)によって、沖ト協に交付請求を行うものとする。助成金の交付申請受付は申請順とし、予算額に達した場合は受付を締め切る。

## (財産の処分の制限)

第6条 運送事業者は、助成対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(附則)(平成31年4月23日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日から適用する。

(附則)(令和3年4月28日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日から適用する。

(附則)(令和4年4月27日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日から適用する。

(附則)(令和5年4月26日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日から適用する。